

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(収益認識)(1/2)

下表は、IAS第11号「工事収益」およびIAS第18号「収益」に基づいた記載である。

2014年5月28日に、IASBIは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。概要はP3参照。

	日本基準	IFRS
収益の認識:物品の 販売	実現主義により認識されるが、包括的に取扱った基準は存在しない	<p>「物品の販売」「サービスの提供」「企業資産の第三者による利用(利息、ロイヤルティ及び配当等)」の3つの取引形態に分け、認識の要件を定めている</p> <p>「物品の販売」の収益認識要件: 物品の所有に伴う重要なリスクと経済価値の移転 販売された物品に対し、継続的な関与、有効な支配を保持していない 収益金額測定の高信頼性 取引の経済的便益流入の可能性が高い 取引の原価の測定の高信頼性</p>
収益の認識: 役務(サービス)の 提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事契約以外は実現主義により、役務の提供が完了したときに収益を認識する(完成基準) ■ 工事契約については、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には進行基準を、認められない場合には完成基準を適用する ■ 「研究開発費等に係る会計基準」において請負ソフトウェアの開発に関する収益認識の規準が規定されている(進行基準) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則、進行基準である ■ ただし、サービスの提供に関する取引の成果を高信頼性をもって見積ることができない場合には、収益は費用が回収可能と認められる部分についてのみ認識する(原価回収基準)

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(収益認識)(2/2)

下表は、IAS第11号「工事収益」およびIAS第18号「収益」に基づいた記載である。
2014年5月28日に、IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。概要はP3参照。

	日本基準	IFRS
収益の認識: 利息、ロイヤルティ 及び配当	利息:実効金利法の規定はない ロイヤルティ:特別な規定はなく、実務上契約に応じた収益認識が行われている 配当:権利落ち日に認識。例外処理として配当の支払いを受けたときに収益認識することが認められている	利息、ロイヤルティ及び配当からの収益は、企業に経済的便益が流入する可能性が高く、かつ信頼性をもって測定できる場合に認識される 利息:実効金利法により認識される ロイヤルティ:契約の実質に従い発生基準により認識される 配当:配当を受け取る株主の権利が確定したときに認識される
収益の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総額表示又は純額表示について、詳細な規定はない ■ 現行の業種別実務慣行に従い処理が行われている 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収益は、自己の計算により受領したか又は受領し得る経済的便益の総流入だけを含む ■ 第三者のために回収した金額は収益から除外される ■ 企業が重要なリスク等を負担し、当事者として行動している場合は収益を総額表示し、重要なリスク等を負担せず代理人として行動している場合には純額(手数料)で表示する

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の概要

公表日	2014年5月28日
発効日及び経過措置	<p>2018年1月1日以後開始する事業年度から適用。早期適用可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 適用にあたり以下のいずれかのオプションを選択 <ul style="list-style-type: none"> 遡及適用(特定の実務上の便法あり) 新基準の適用に係る修正されたアプローチ(比較年度は修正再表示されないが、本基準の適用による累積的影響額を発効日における期首の利益剰余金への調整として認識する。) ■ 初度適用企業 <ul style="list-style-type: none"> 上記 遡及適用(特定の実務上の便法あり)のみ。ただし、表示する最も古い期間の期首の前に完了していた契約(従前の会計原則に従って全ての識別された財・サービスの移転を完了していた契約)には、遡及適用は求められない。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ すべての顧客との契約に適用される単一の原則に基づく以下5つのステップを導入 <ul style="list-style-type: none"> ステップ1:顧客との契約の識別 ステップ2:契約における別個の履行義務を識別 ステップ3:取引価格を算定 ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分 ステップ5:企業が履行義務を充足したときに(又は充足するにつれて)収益を認識 ■ 収益の金額が変動する場合について、新しい収益認識の閾値を導入する。 ■ 区別できる履行義務の識別、契約の変更の会計処理、貨幣の時間価値の会計処理等の論点について詳細なガイダンスを提供 ■ 現行の開示要求を大幅に拡大 (2016年4月12日に、上記2014年5月公表のIFRS15の明確化(履行義務識別、本人・代理人判定、ライセンスの権利判定、移行の実務上の便法)に係る修正が公表された)